

故を起すことがある。これがため転轍器を取扱ったときは、必ずせん端軌条の密着を確認することに定められている。この状態を確認しなかった場合をいう。

(13) 欠 乗 乗務員が定められた仕業に乗務せず、乗務員のいないまま列車が停車場間を運転した場合をいう。多くの場合運転時刻表の見誤り・乗務時間の失念などによるもので、車掌を対象としている場合が多い。

(14) 浮 上 り 運転中の車両の輪重が軽くなって、前後左右の車輪のいずれかが軌条より浮き上った状態をいう。この状態は車両の担ばねの不良・積荷の片寄り・車体合枠(だいわく)のゆがみまたは列車操縦不良の衝撃などによって起る現象で、浮き上りによる脱線事故あるいは他の悪い条件が競合して脱線を助長することがある。

(15) 競(せり)上り 運転中の車両が軌条の側圧を受けて、車輪フランジが軌条切線上にせり上る状態をいう。この状態は線路の保守不良による軌間の縮小、または急曲線を通過する際に側圧を受けせり上り傾向となり、たまたま積荷または担ばねの不良などによる原因が競合すると脱線事故を起す。

(16) 直前横断 運転中の列車または車両が接近してから(制動距離内)、その前を横断する状態をいう。列車は常に高速度で運転しているので、直前横断するときは大なる危険が伴ない事故となることが多い。踏切道における事故の原因のほとんどがこの直前横断である。

(17) 車軸発熱 給油の不十分、受金と軸けいのすり合わせ不良、回転速度の過大などによって、車軸軸けいと受金に帯熱する場合をいう。発熱で軸箱に手を触れうる程度は微熱、軸箱に手を触れることのできないものを強熱、軸箱が着色または発煙・発火したものは激熱と呼んでいる。

(18) 転轍器割出 進路の転轍器が開通していないままその転轍器を背向から通過する場合をいう。

発条転轍器設置の停車場においては、進出列車のすべては、発条転轍器を背向より割出して進出しているが、その他の転轍器にあっては、割出しの場合は脱線または転轍器を破損する。

(19) 転轍器異方向 列車または車両の進行する目的に反した方向に転轍器が開通した場合をいう。

(20) 蛇 行 動 車両が軌条上を運転する場合輪軸は、車輪フランジが軌条とフランジの遊間の範囲内で、左右軌条に交互に衝撃を与えながら進行する運動をいう(*車両の振動)。この運動は1対の車輪踏面が円すい状をなしているために起る現象であって、車両に復元力を与えるものである。車両の蛇行動振幅は、一般的に低速度においては速度の高上にしたがって漸増の傾向をたどっているが、ある高速度に達すると急激にその値を増す。車両が強い蛇行動を起した場合、他の悪条件と競合して脱線事故を起すことがある。

3 事故要因

事故の原因を誘発した諸要素をいい、これを大別して個人的要因・管理上の欠陥・設備の欠陥の3として表のとおり分類している。

4 事故の用語

運転事故関係に用いられる用語につき解説を加えると下記のとおりである。

(1)*重大事故 国鉄においては事故のために旅客に死亡者があったとき、または旅客・公衆・職員の別なく10名以上の死傷者を生じたとき、あるいは20両以上の脱線車を生じたとき、その他とくに重大と認められる事故をいう。

私鉄においては甲種事故のうち死傷者5人以上を生じたもの、

大 別	中 別	細 別
個人的素因	精神力の欠如	仮錯失 眠誤念
	実行力の欠如	精神弛緩 打合わせの欠陥 確認粗漏 怠慢 不正当 憶測 独断
	教養の欠如	指示方不良 技量拙劣 技量未熟 異常時の注意力不足 その他
管理上の欠陥	監督力の欠陥	監督の不十分 無資格者の取扱
	計画上の欠陥	指導教養上の欠陥 計画の不備
設備の欠陥	保安装置の欠陥	設備上の局部的欠陥 機器の故障 保守不良
	設備の不適合	業務量に対する不適合 設置方不適合 線路運動装置の切換中の事故
	その他	取扱誤りによる事故 整備の不適合

本線路を12時間以上支障したもの、またはとくに異例と認められる事故をいう。

(2) 準重大事故 国鉄においては事故のため旅客・公衆・職員・準備員の別なく5名以上の死傷者があったとき、または10両以上の脱線車がかったとき、あるいは飲酒・仮眠などの悪質な原因によって生じたもの、汽缶爆発・火薬爆発・隧道内窒息のようになり重大と認められるものをいう。

(3) 列車事故 国鉄においては事故の結果が比較的大きい列車衝突・列車接触・列車脱線・トロリー衝撃事故を総称して列車事故という。

(4) 責任運転事故 国鉄においては国鉄職員の過失または怠慢によって生じた事故を責任運転事故といい、事故の原因とその結果および当事者の心理的素因を考慮して一定の行政処分を行っている。

(5) 取扱事故 国鉄においては車両脱線・車両逸走・閉塞違反・信号違反および車両破損等その原因の多くが、職員の取扱の誤りによると認められるものを取扱事故と称している。

(6) 災害事故 雪害・風害・水害・雷害・地震および地すべりのような原因によって生じた事故をいう。

(7) 競合事故 事故の原因が線路不良・車両不良・積荷不良または運転取扱不良等2以上の因子がかさなって生じた事故をいう。

(8) 閉塞事故 定められた閉塞方式によらないときまたは閉塞が完了しないで、列車が運転した場合の事故をいう。

(9) 準職員 国鉄においてやとい入れた入夫をいう。

(10) 遺留車両 事故のため本線路に車両を一部留置する場合をいい、停車場構内に計画的に一部留置した場合は含まない。

(芹沢一雄・高桑六郎)

うんてんじこせいせきかんさんてんすう 運転事故成績換